

秋田空港事業継続計画 (A 2 – B C P)

令和 7 年 7 月

目 次

1	秋田空港の特徴と被害想定	2
2	統括的災害マネジメントに向けた目標設定	4
3	総合対策本部「A2-HQ」の設置	5
4	B-PLAN (Basic Plan : 基本計画)	9
4-1	滞留者対応計画	9
4-2	早期復旧計画	12
5	S-PLAN (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)	14
5-1	電力機能喪失時対応計画	14
5-2	通信機能喪失時対応計画	16
5-3	上下水道機能喪失時対応計画	18
5-4	燃料確保計画	20
5-5	空港アクセス機能喪失時対応計画	22
6	外部機関との連携	24
7	情報発信	25
8	訓練計画	27
9	各施設の担当部署との技術者の配置状況	28

1 秋田空港の特徴と被害想定

1 特徴

秋田空港は秋田県中央部の秋田市に所在し、ＪＲ秋田駅から南東に直線距離で約１４kmに位置している。

当空港は、周辺の河川流域（雄物川）に比べ、標高で約９０m程度高い立地となっており、豪雨災害による浸水被害等は考慮しないものとする。

2 被害想定

（１）地震

①想定規模

県が平成２５年に実施した「秋田県地震被害想定調査」において、当空港での想定最大の地震規模等は次のとおりである。

マグニチュード７．３ 最大震度７ （北由利断層を主因とするもの）

②想定される被害状況

- １．揺れにより空港アクセス道路（県道４６号及び県道６１号）において土砂崩れや倒木が発生し、通行止めとなる。
- ２．揺れにより滑走路及び誘導路・エプロンの一部で５cm～１５cm程度の沈下が発生し、使用不能となる。
- ３．２に伴い、航空灯火設備の一部に点灯不良が発生する。また、電源局舎でも停電が発生する。（非常用発電装置は正常に作動。）
- ４．揺れにより盛り土に変状が生じ、場周柵の一部が倒壊する。
- ５．揺れにより駐車場及び周回道路の一部に路面の不陸が発生する。（通行に支障とならない程度の被害）また、駐車場の一部で停電が発生する。（携帯型発電機にて精算機は動作可能）
- ６．揺れによりターミナルビルで停電が発生する。（非常用発電装置は正常に作動）さらに、断水も発生する。（受水槽内の貯留水により上下水の使用は可能）
※ただし、滞留者数を３００人、天井及び壁の一部が崩落し、数名のけが人が発生していることを想定している。
- ７．被害の影響により航空機の離発着が出来ず、出発便の欠航及び到着便の他空港へのダイバードが発生する。
- ８．リムジンバス（空港アクセスバス）は全便運休、空港アクセス道路は通行止め、一般道は空港から各方面への道路において土砂崩れ、倒木等が発生し、通行止め、空港周辺には渋滞が発生する。
- ９．電力は、揺れによる電柱の倒壊、電線の切断等により、東北電力ネットワークからの供給が停止する。

10. 通信回線は電話回線（固定）が揺れによる電柱の倒壊等により、（携帯）は周辺基地局の障害により、それぞれ利用しづらい状況が発生する。

11. 旅客、送迎等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員及びレンタカー事業者などの周辺事業所などを合わせ、空港内で夜間を過ごす滞留者が発生する。

（２）気象（ここでは、異常気象に分類されるものまたはそれに類するものとする）

①想定気象条件

大雨、暴風（台風）、大雪（吹雪）

②想定規模

大雨：70mm/h の集中豪雨が1時間継続

暴風（台風）：最大風速 50m/s

大雪（吹雪）：24時間降雪量 55 cm

③想定される被害状況

・大雨・暴風（台風）により想定されるもの。

1. 大雨により、空港アクセス道路において土砂崩れや倒木が発生し、通行止めとなる。
2. 強風により航空機の離発着が出来ず、出発便の欠航及び到着便の他空港へのダイバードが発生する。（ダイバード便は天候回復後に集中して到着）
3. リムジンバス（空港アクセスバス）は全便運休、空港アクセス道路は通行止め、一般道は空港から各方面への道路において土砂崩れ、倒木等が発生し、通行止め、空港周辺には渋滞が発生する。
4. 電力は、電柱の倒壊、電線の切断等により、東北電力ネットワークからの供給が停止する。
5. 通信回線は電話回線（固定）が電柱の倒壊等により、（携帯）は周辺基地局の障害により、それぞれ利用しづらい状況が発生する。
6. 旅客、送迎等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員及びレンタカー事業者などの周辺事業所などを合わせ、空港内で夜間を過ごす滞留者が発生する。

・大雪（吹雪）

1. 滑走路、誘導路、エプロン等の空港施設及び無線施設等への積雪。
2. 積雪または視界不良により航空機の離発着が出来ず、出発便の欠航及び到着便の他空港へのダイバードが発生する。（ダイバード便は天候回復後に集中して到着）
3. 積雪または視界不良によりリムジンバス（空港アクセスバス）は全便運休、空港アクセス道路は通行止め、一般道は空港から各方面への道路において吹きだまり、倒木等が発生し、通行止め、空港周辺には渋滞が発生する。
4. 電力は、電柱の倒壊、電線の切断等により、東北電力ネットワークからの供給が停止する。

5. 通信回線は電話回線（固定）が電柱の倒壊等により、（携帯）は周辺基地局の障害により、それぞれ利用しづらい状況が発生する。
6. 旅客、送迎等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員及びレンタカー事業者などの周辺事業所などを合わせ、空港内で夜間を過ごす滞留者が発生する。

2 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

1 滞留者の安全・安心の確保

災害等発生後に空港アクセスが途絶えた場合でも、72時間は空港内に滞在可能となるよう、滞留者の安全安心を確保する。

1. 災害等発生後に、電気・水道の供給が途絶えた場合でも、電気は通常の供給範囲の60%程度、水道は通常レベルを維持する。
2. 災害等発生時に空港内に残っている空港利用者等（滞留者）が、空港外に避難するまでに必要な非常食及び毛布等の備品等（72時間分）の備蓄、通信（携帯電話、Wi-Fi）の確保を図る。
3. 空港アクセス道路の通行止め解除後（復旧に要する時間を72時間と想定）は、滞留者の空港外への移動を促し、必要な移動手段については、空港内事業者及び旅客輸送事業者へ支援を要請し、確保を図る。

2 航空ネットワークの維持または早期復旧

災害等により被災した場合には、航空ネットワークの維持を図るため、空港機能を早期に復旧させ、運用を再開させる。

1. 地震（大規模）により被災した場合には、72時間以内の運用再開を目指す。
2. 異常気象（特別警報級の気象（大雨、暴風（台風）、大雪（吹雪）））により被災した場合には、気象回復後72時間以内の運用再開を目指す。

3 総合対策本部「A2-HQ」の設置

1 総合対策本部「A2-HQ」の設置

- (1) 秋田空港では、2(1)～(3)の設置基準に達する自然災害が発生した場合においては、空港全体として機能保持・復旧滞留者対応等をするため、総合対策本部「A2-HQ」を設置する。
- (2) 総合対策本部「A2-HQ」の事務局は秋田空港管理事務所が担い、総合対策本部「A2-HQ」は、秋田空港管理事務所VIP室に設置する。(ただし、状況により、3-3-(2)に規定する構成員の参集が困難と3-3-(1)に規定する本部長が認める場合は、電話等の常に意思疎通が図れる通信手段を確保したうえで、リモートによる総合対策本部「A2-HQ」への参加を認める。)

2 総合対策本部「A2-HQ」の設置基準

(1) 地震

気象庁震度観測点「秋田市河辺和田」において、震度5弱以上を観測する地震が発生した場合。

(震度5弱以上の地震発生で3-3-(2)に規定する構成員は自動参集)

(2) 気象(大雨、暴風(台風)、大雪(吹雪))

- ・大雨等により、空港施設及び空港アクセス道路等が被災し、復旧に時間を要する場合。
- ・秋田空港の運用時間中に台風の暴風域が通過もしくは通過する恐れがある場合。
- ・大雪等により、運用時間中の滑走路閉鎖、空港施設の一部利用不可、空港アクセス道路の通行止め等が長期化する場合。
- ・特別警報級の気象災害(異常気象(大雨、暴風(台風)、大雪(吹雪)))が発生又は発生する恐れがある場合。

(3-3-(1)に規定する本部長が参集する。)

(3) その他

上記(1)(2)以外の、自然災害等の発生が予測され、かつ、空港の機能維持・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と3-3-(1)に規定する本部長が判断した場合。

3 総合対策本部「A2-HQ」の構成

- (1) 総合対策本部「A2-HQ」は、本部長を秋田空港管理事務所長、副本部長を秋田空港管理事務所総務チームリーダーとする。

(2) 構成員は次の構成機関の組織の長(各々の主体の判断権限を有するもの)とする。(状況により、構成機関の長の参加が困難と本部長が認める場合は、電話等の常に意思疎通が図れる通信手段を確保したうえで、リモートによる総合対策本部「A2-HQ」への参加を認める。また、構成機関の長の代理の参加もこれを認める。)ただし、本部長は、発生した災害の規模等を勘案し、関係機関より追加で招集することができる。

【構成機関】

- ・秋田空港管理事務所
- ・東京航空局秋田空港・航空路監視レーダー事務所
- ・秋田空港ターミナルビル株式会社
- ・全日本空輸株式会社秋田空港所
- ・日本航空株式会社秋田空港所

【関係機関】

国関係

- ・財務省函館税関秋田船川税関支署秋田空港出張所
- ・気象庁仙台管区気象台(秋田空港常駐業務受託者:一般財団法人航空機安全運航支援センター気象秋田事務所)
- ・法務省出入国在留管理庁仙台出入国在留管理局秋田出張所
- ・厚生労働省仙台検疫所秋田空港出張所
- ・農林水産省動物検疫所北海道・東北支所仙台空港出張所
- ・農林水産省横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所
- ・航空自衛隊航空救難団秋田救難隊

県関係

- ・秋田県秋田地域振興局総務企画部地域企画課
- ・秋田県秋田地域振興局建設部
- ・秋田県総務部総合防災課
- ・秋田県健康福祉部医務薬事課
- ・秋田県消防防災航空隊

警察関係

- ・秋田東警察署秋田空港警備派出所
- ・秋田東警察署
- ・秋田県警察航空隊

ハンドリング業者

- ・日本通運株式会社北東北総代理事業所

航空灯火維持管理業者

- ・秋田設備株式会社

空港施設維持管理企業体

- ・秋田空港維持管理企業体 代表者 伊藤工業株式会社

リムジンバス(空港アクセスバス)

- ・秋田中央交通株式会社
- 空港内消防警備事業者
- ・A L S O K 秋田株式会社秋田空港消防警備隊
- ライフライン事業者関係
- ・東日本電信電話株式会社宮城事業部秋田支店
- ・東北電力ネットワーク株式会社秋田電力センター
- ・秋田市上下水道局
- 医療関係
- ・秋田県医師会
- その他空港敷地内事業者
- ・太平ビルサービス株式会社秋田支店
- ・山二空港サービス株式会社秋田航空給油所
- ・秋田空港オイルサービス株式会社給油所
- ・株式会社雄和石油
- ・ニッポンレンタカー東北株式会社秋田空港前営業所
- ・株式会社トヨタレンタリース秋田空港店
- ・株式会社日産レンタリース秋田空港店
- ・株式会社山二
- ・株式会社タイムズモビリティ秋田空港店
- ・株式会社エアリサーチ 他

(3) 総合対策本部「A 2－H Q」の意思決定者は本部長とする。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①秋田空港管理事務所総務班長、②秋田空港管理事務所基本施設班長とする。

4 総合対策本部「A 2－H Q」の役割

総合対策本部「A 2－H Q」は、次の事項を行う。

- (1) 自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録及び整理並びに関係者への発信。
 - ①関係機関との情報共有や報道機関への情報提供等。
 - ②総合対策本部「A 2－H Q」事務局は、状況に応じ、秋田県災害対策本部及び国土交通省航空局等へ遅滞なく被害状況等を報告。(自然災害発生後 1 5 分以内)
- (2) 空港（滑走路等）やターミナルビルの閉鎖・再開の可否の判断。
- (3) 決定事項に基づく関係機関への指示・要請。
- (4) 空港施設や空港アクセス道路等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請。

(5) 航空機運航状況の把握。

(6) 秋田空港事業継続計画（A2－BCP）に基づく機能別対応計画の策定。

(7) 秋田空港事業継続計画（A2－BCP）に基づく訓練計画の策定と実施。

5 総合対策本部「A2－HQ」における連絡体制

全構成機関及び関係機関の「総合対策本部「A2－HQ」連絡体制図」を総合対策本部「A2－HQ」事務局が作成し、常時情報共有が図られる体制とする。また、各構成員が個別に連絡、情報共有が図れるよう原則各構成機関3名（関係機関の長、管理職、担当）の連絡先及び各関係機関1名（関係機関の長または担当者）の連絡先を登録した「秋田空港事業継続計画（A2－BCP）連絡先一覧」を総合対策本部「A2－HQ」事務局が作成し、総合対策本部「A2－HQ」事務局が常備し、必要に応じ全構成機関及び関係機関に配布する。

4 B-PLAN (Basic Plan: 基本計画)

4-1 滞留者対応計画

1 被害想定

北由利断層等を主因とした地震及び気象等の何らかの自然災害の発生により、空港において停電が発生、また、空港アクセス道路（県道46号、県道61号）で土砂崩れや倒木が発生し、通行止めとなり、リムジンバス（空港アクセスバス）は全便運休、旅客、送迎等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員及びレンタカー事業者などの周辺事業所を合わせて、空港内に滞留者が最大300人発生、空港内で最大24時間滞在。

2 行動目標

- (1) 自然災害発生後、30分以内に空港内滞留者の避難を完了させるとともに、負傷者等への対応にあたり、1時間以内に滞留者数を把握。
- (2) 更なる滞留者の増加を防ぐとともに、空港内の滞留者に対して、航空機運航情報、リムジンバス（空港アクセスバス）運行情報、代替交通手段等の情報の周知を徹底。
- (3) 自然災害発生後24時間滞留者が空港内で滞在できるよう、想定される最大空港滞留者数に対応した備蓄品（非常食、毛布、簡易トイレ等）を確保。
- (4) 通信環境の確保の観点から、Wi-Fi 環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境を提供。
- (5) 滑走路・保安施設の安全確認がとれ、自然災害発生後72時間以内に緊急物資の受け入れを開始。
- (6) 滑走路・保安施設の安全確認がとれ、民間航空機の運航再開後（自然災害発生後72時間以内）速やかに旅客の目的地となる空港へ輸送し、秋田空港から脱出させる。
- (7) 空港アクセス道路の通行止め解除後（復旧に要する時間を24時間と想定）は、滞留者の空港外への移動を促し、必要な移動手段については、空港内事業者及び旅客輸送事業者へ支援を要請し、確保を図り、秋田空港から脱出させる。

3 役割分担

表-4-1-1 関係機関の役割分担

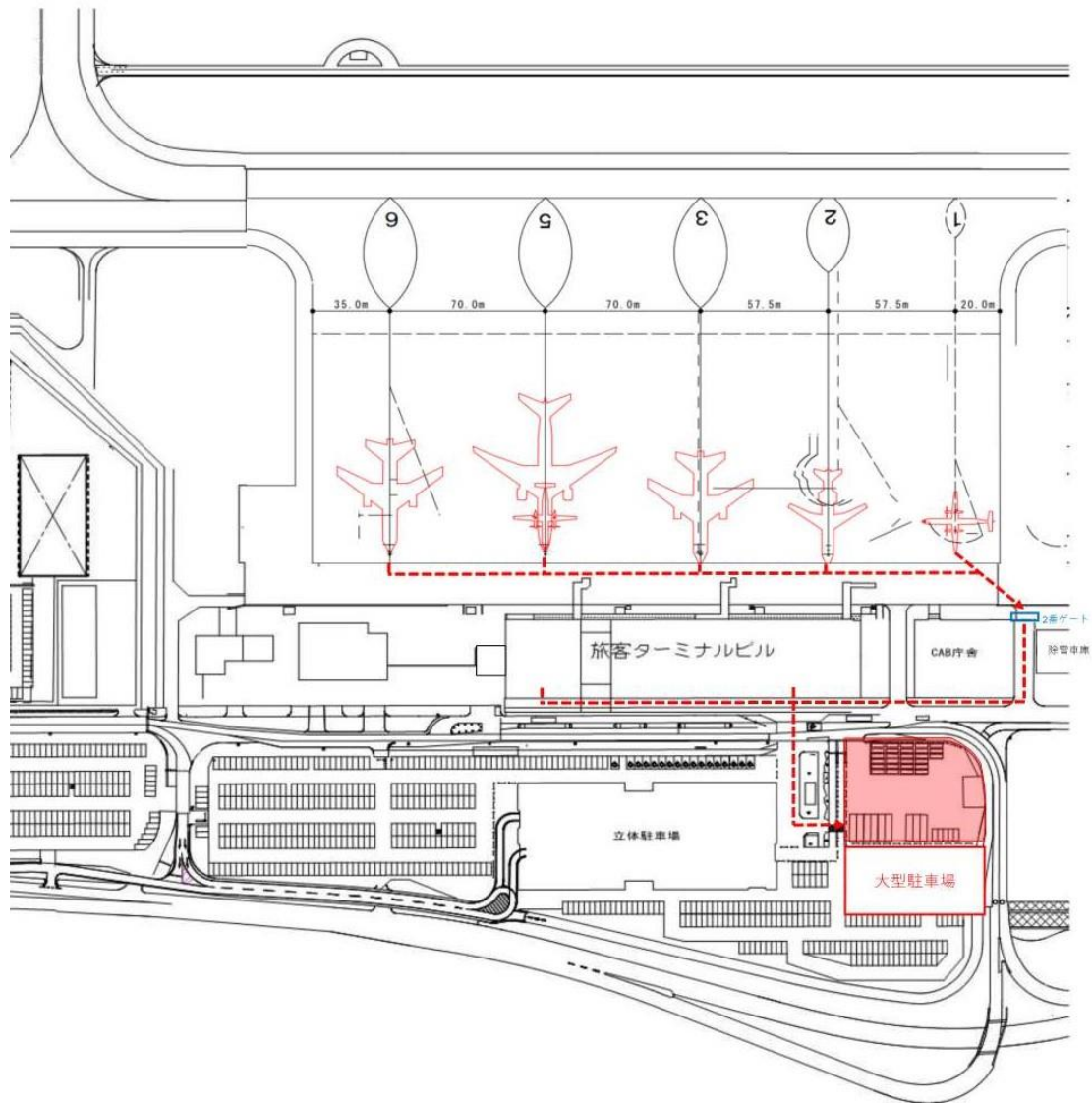
	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	・ 情報収集体制の構築 ・ 情報提供手段の確保	・ 総合対策本部「A2-HQ」の設置（構成員の招集）及び関係機関との連絡体制構築（関係機関から提供された情報を一元化しフィードバック） ・ （必要に応じて）秋田県健康福祉部医務薬事課を経由し医療機関への支援要請 ・ 緊急物資の受入、民航機運航再開に係る発着調整 ・ （必要に応じて）自衛隊等外部機関への支援要請	
秋田空港ターミナルビル（株）	・ 想定される最大空港滞留者数（旅客及び従業員（各テナント等を含む））に対応した備蓄品（非常食、毛布、簡易トイレ等）を確保 ・ 滞留外国人への対応準備（ハラル・ベジタリアン対応非常食、外国語を話せるスタッフの確保） ・ 多言語メガフォン、翻訳機の準備とピクトグラム（絵文字）の活用 ・ Wi-Fi 環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境整備	・ 訪日外国人を含む空港内旅客の避難誘導、避難・滞り場所の確保、空港内滞留者の人数把握（各テナント等も含む） ・ 従業員及び各テナント等職員の滞在環境の確保 ・ 電源設備（非常用含む）、通信、上下水道の確認・確保 ・ 負傷者、要支援者への対応 ・ 訪問外国人を含む空港内旅客及び空港外への運航情報、二次交通、代替交通手段等の情報の周知を徹底	・ 非常食や飲料水の確保 ・ 毛布の提供 ・ Wi-Fi 環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境の提供
全日本空輸（株） 秋田空港所		・ 滞留者が発生（発生が予測される）乗員・乗客リストの作成 ・ 滞留者の空港間輸送に係る発着調整体制及びGSE車両等の確保 ・ 訪日外国人を含む空港内旅客の避難誘導	・ 緊急物資の受入、民航機運航再開に係る発着調整
日本航空（株） 秋田空港所		・ 機内旅客や出発空港での旅客に対する運航情報の提供 ・ 訪日外国人等への通訳（多言語案内への協力）	

空港運営に関連する その他テナント等		・ 訪日外国人を含む空港内旅客の避難誘導 ・ 訪日外国人等への通訳（多言語案内への協力） ・ 負傷者、要支援者への対応 ・ 営業時間延長又は運航再開に向けた協力	・ 訪日外国人を含む空港内旅客への空港外への移動手段の提供等
-------------------------------	--	---	--

表4-1-2 タイムテーブル(滞留者対応計画)

	災害発生 0時間	0.5時間	避難完了 1時間	2時間	12時間	滞留解消 24時間	48時間	72時間
秋田空港管理事務所	被害状況の情報収集・報告 「A2-HQ」設置(構成員の招集)			(必要に応じて)医療機関への支援要請				
秋田空港 ターミナルビル(株)	滞留者の避難誘導 滞留者数の把握 避難場所の確保	備蓄品の準備		備蓄品の提供			バス、タクシー等手配 滞留者の誘導 避難場所閉鎖	
				通信環境の確保				
全日空(株)秋田空港所	搭乗済み旅客の避難誘導							
日本航空(株)秋田空港所		飛行中航空機、または出発空港への情報提供					緊急物資の受け入れ	
ターミナルビル内の 売店、レストラン							営業再開の調整	

表4-1-3 滞留者避難経路図



4-2 早期復旧計画

1 被害想定

(1) 発生時間及び発生時勤務人員

北由利断層を起因とした地震及び何らかの自然災害の発生時間は職員及び従業員が最小となる、土・日曜日の17時頃を想定し、発生時の各機関における勤務人員は次のとおりである。

・空港管理事務所	2人	・全日本空輸(株)秋田空港所	12人
・レーダー事務所	4人	・日本航空(株)秋田空港所	12人
・空港ターミナルビル	8人	・ANA・JAL共通グラハン要員	19人
(うち売店等接客6人)			
計		57人	

(2) 被害状況（主に地震による被害を想定し、記載する）

施設名	被害状況	被害規模
①滑走路	10側約150m間で5cm～15cm程度の沈下及び一部クラックが発生	約9,000㎡
②誘導路	10側約300m間で5cm～15cm程度の沈下及び一部クラックが発生	約9,000㎡
③航空灯火設備	滑走路及び誘導路舗装の沈下に伴い灯火部分に不陸が発生（点灯不良が発生）	約120灯
④場周柵	法面の変状により一部区間の倒壊が発生	約50m
⑤駐車場・周回道路	路面の不陸が発生（通行に支障とならない程度の被害）	被害小

2 行動目標

- ・自然災害発生後極めて早期に、参集が指定された職員及び従業員が空港内に参集。
- ・被災後極めて早期に救急・救命活動の拠点機能の復旧。
- ・自然災害発生後または災害沈静後、24時間以内に緊急物資・人員輸送の受入機能の復旧、民航機の運航が可能となる機能の復旧。
- ・自然災害発生後または災害沈静後、3日（72時間）以降、民航機の運航開始。
- ・各施設の復旧優先順位、復旧方針及び目標時間は、次のとおりとする。

優先順位	復旧方針	目標時間
①滑走路	・第1優先で復旧する。 ・グルーピングについては航空機の運航再開以降に実施。 ・当面の間28側からの離着陸で航空機を運航。	72時間以内※
②誘導路	・第2優先で復旧する	72時間以内※
③航空灯火設備	滑走路・誘導路の舗装と同時施工となるため、舗装復旧を優先し、必要最小限度の復旧に留める。	72時間以内
④場周柵	必要最小限度の復旧（既設材等を使用した仮柵等）	72時間以内

⑤駐車場・周回道路	航空機の運航再開以降に実施。	72時間以降
-----------	----------------	--------

※滑走路の舗装復旧 1日当たり施工量 2,300 m²/日（空港積算基準書より）

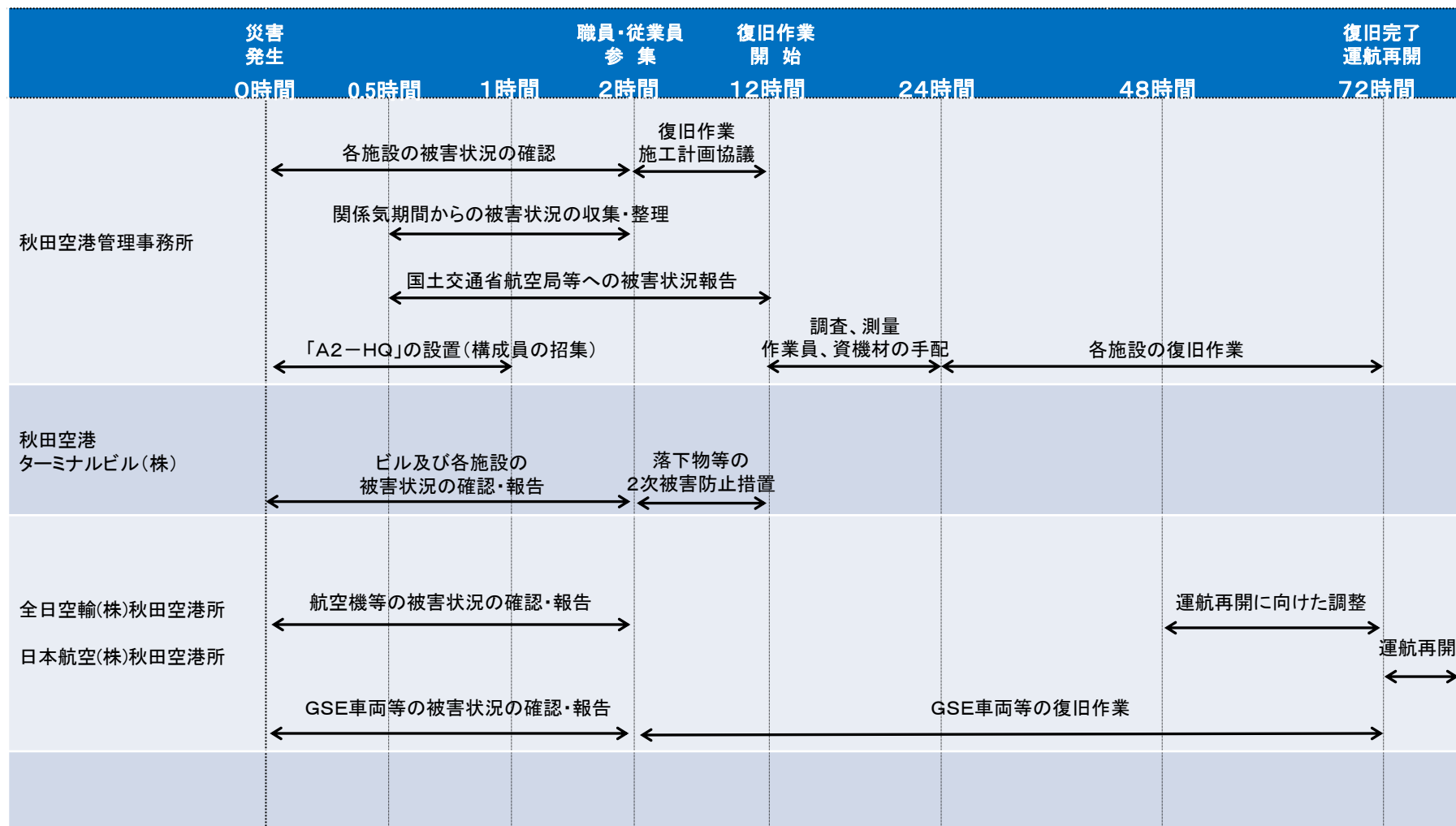
- ・復旧工事は4班体制での施工とし、1日当たり約9,000 m²の復旧が可能。
- ・施工計画協議、調査、測量等及び作業員、資機材の手配に24時間＋各施設の復旧作業に48時間とし72時間以内の運航再開を目標とする。

3 役割分担

表－４－２－１ 関係機関の役割分担

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	・空港アクセス機能喪失時や夜間における資機材や作業員等の輸送手段の検討 ・施設点検により確認された箇所の早期補修 ・参集する職員の指定	・総合対策本部「A2-HQ」の設置（構成員の招集） ・管理施設（滑走路等の基本施設、灯火施設、業務用無線設備）の被害状況の確認 ・関係機関との連絡体制構築（関係機関から提供された情報をフィードバック） ・国土交通省航空局等への被害状況の報告 ・（必要に応じて）秋田県健康福祉部医務薬事課を経由し医療機関への支援要請 ・（必要に応じて）自衛隊等外部機関への支援要請 ・緊急物資の受入、民航機運航再開に係る発着調整	・管理施設（滑走路等の基本施設、灯火施設、業務用無線設備）の復旧 ・空港復旧に対する応援要請（専門技術者、管理経験者、TEC-FORCE等）
秋田空港・航空路監視レーダー事務所	・施設点検により確認された箇所の早期補修 ・参集する職員の指定	・航空管制施設等の被害状況の確認	航空管制施設等の復旧
秋田空港ターミナルビル（株）	・日常点検による落下等の危険個所の対策 ・施設点検により確認された箇所の早期補修 ・参集する職員の指定	・旅客ターミナルビル及び各主要施設の被害状況の確認と空港管理事務所への報告	・広告、展示物等の落下等（2次被害）防止のための措置 ・各施設機能の復旧
全日本空輸（株） 秋田空港所	・GSE車両運用委託事業者によるGSE車両等の日常点検と早期補修 ・参集する職員の指定	・航空機等の被害状況の確認と空港管理事務所への報告 ・GSE車両運用委託事業者によるGSE車両等の被害状況の確認と空港管理事務所への報告	・航空機の運航再開に向けた調整 ・GSE車両運用委託事業者によるGSE車両等の復旧 ・緊急物資の受入、民航機運航再開に係る発着調整
日本航空（株） 秋田空港所			

表4-2-2 タイムテーブル(早期復旧計画)



5 S-PLAN (Specific-functional Plan:機能別の喪失時対応計画)

5-1 電力機能喪失時対応計画

1 被害想定

北由利断層を起因とした地震及び何らかの自然災害の発生により、空港への電力の供給が停止し、復旧までに3日間（72時間）を要する。

2 行動目標

- （1）自然災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、72時間の電力を確実に確保する。
- （2）自然災害発生後3日（72時間）以内に民航機の運航が可能となるよう、空港滞留者の滞在エリアだけでなく、管制・航空保安・灯火も確実に機能している状態にする。
- （3）自然災害発生後、空港アクセス道路の復旧に備え、駐車場設備（自動料金徴収システム等）を機能している状態にする。
- （4）電力供給が復旧する目安である3日間（72時間）の電力を確実に確保するため、非常用電源設備が72時間稼働可能な燃料を確保する。（ただし、燃料確保が困難な場合は、優先度の高い設備（滞留者待機エリア等）への使用に限定するなど、柔軟に対応する。）

3 役割分担

表-5-1-1 関係機関の役割分担

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・電力供給事業者を含む関係機関との連絡体制の構築 ・駐車場設備（自動料金徴収システム等）を機能させるための、可搬式発電機及び燃料の確保	・電力供給事業者に対する早期復旧の要請 ・電源局舎の電気設備等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・非常用電源設備の稼働（灯火） ・駐車場設備（自動料金徴収システム等）の被害状況の確認（機能喪失の原因究明）	・電源局舎内の電気設備等に被害がある場合はその復旧 ・駐車場設備（自動料金徴収システム等）等に被害がある場合はその復旧

秋田空港・航空路監視 レーダー事務所	・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・電力供給事業者を含む関係機関との連絡体制の構築	・電力供給事業者に対する早期復旧の要請 ・管制、航空保安施設の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・非常用電源設備の稼働（管制、航空保安）	・管制、航空保安施設に被害がある場合はその復旧
秋田空港 ターミナルビル（株）	・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・電力供給事業者を含む関係機関との連絡体制の構築 ・非常用電源設備稼働時に、冷暖房設備の停止が予想されるエリアへの、可搬式冷暖房機器の確保	・旅客ターミナルビル内の電気設備等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・非常用電源設備の稼働 ・非常用電源設備稼働時に、冷暖房設備が停止したエリアへの、可搬式冷暖房機器の設置・稼働	・旅客ターミナルビル内の電気設備等に被害がある場合はその復旧
電力供給事業者 東北電力ネットワーク（株）秋田電力センター	・関係機関との連絡体制の構築 ・電力供給系統の複数化	・配電設備の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・電力復旧見込みの情報提供	・72時間以内の電力復旧

表5-1-2 タイムテーブル(電力機能喪失時対応計画)

災害発生									電力機能回復
	0時間	0.5時間	1時間	2時間	12時間	24時間	48時間	72時間	
秋田空港管理事務所				非常用電源設備運転					
		電源局舎内電気設備の被害状況確認			被害があった場合は復旧作業				
		東北電力ネットワーク(株)へ早期復旧要請・作業状況確認							
秋田空港 ターミナルビル(株)				非常用電源設備運転					
		ビル内電気設備の被害状況確認			被害があった場合は復旧作業				
		東北電力ネットワーク(株)へ早期復旧要請・作業状況確認							
電力供給事業者 東北電力ネットワーク (株)秋田電力センター		被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供							

5-2 通信機能喪失時対応計画

1 被害想定

北由利断層を起因とした地震及び何らかの自然災害の発生により、固定電話及び携帯電話（音声通話機能）の通信規制が行われ、音声通信が困難となる。

2 行動目標

- (1) 自然災害発生後、空港内の通信状態を確認するとともに、通信障害の発生が確認された場合には、当該通信事業者に対して復旧作業を要請する。
- (2) 通信障害が確認された場合には、24時間以内に原因究明と復旧作業を完了する。（特に滞留者がなんらかの手段により、外部と通信が出来る環境まで、できるだけ早く回復させること。）
- (3) 通信機能回復後、すみやかに滞留者へ携帯電話を充電可能なコンセントプラグ等を提供する。

3 役割分担

表-5-2-1 関係機関の役割分担

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	・ 通信会社を含む関係機関との連絡体制の構築 ・ 衛星電話等代替通信手段の確保 ・ 災害時優先電話の確保	・ 通信会社を含む関係機関よりの通信被害の情報収集（復旧の見込みを含む） ・ 通信被害が確認された場合は、通信事業者への復旧要請 ・ 災害時優先電話の利用 ・ 非常用回線の開通を東日本電信電話（株）宮城事業部	
秋田空港ターミナルビル（株）	・ 通信会社を含む関係機関との連絡体制の構築 ・ 衛星電話等代替通信手段の確保 ・ 災害時優先電話の確保 ・ W i - F i 環境の確保 ・ 携帯電話を充電可能なコンセントプラグ等の確保	・ 通信会社への要請を含む関係機関よりの通信被害の情報収集（復旧の見込みを含む）及び情報提供（滞留者及び職員・従業員に向けて） ・ 通信被害が確認された場合は、通信事業者への復旧要請 ・ 災害時優先電話の利用 ・ 非常用回線の開通を東日本電信電話（株）宮城事業部 ・ W i - F i 環境の提供 ・ 携帯電話を充電可能なコ	・ 滞留者への通信被害の復旧見込み等の情報提供

		ンセントプラグ等の提供	
通信事業者	・災害時優先電話の回線保守	・通信設備の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・通信設備復旧見込みの情報提供	・24時間以内の通信機能被害の復旧

表5-2-2 タイムテーブル(通信機能喪失時対応計画)

災害発生		通信機能回復						
	0時間	0.5時間	1時間	2時間	12時間	24時間	48時間	72時間
秋田空港管理事務所		通信環境の情報収集・通信規制の復旧状況確認						
		通信事業者への復旧要請 (※被害ありの場合)						
		災害用優先電話の開線						
秋田空港 ターミナルビル(株)	通信被害の確認			滞留者等への復旧見通し等の情報提供				
		災害用優先電話の開線				滞留者等へ通信環境の提供		
通信事業者	被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供							

5-3 上下水道機能喪失時対応計画

1 被害想定

北由利断層を起因とした地震及び何らかの自然災害の発生により、空港に至るまでの水道施設または空港敷地内の給水管に何らかの原因で障害が発生し、上水道の供給停止。さらに、上水道の停止により、飲料水の不足およびトイレの使用制限（水洗用水の不足）が発生する。

また、下水については、浄化槽処理となっているが、排水管路に何らかの原因で障害が発生し、使用が制限（排水能力の喪失もしくは減少）される。

2 行動目標

- (1) 上水道供給が復旧する目安である3日間（72時間）分の滞留者及び職員・従業員が必要な飲料水を確実に確保する。トイレの水洗用水の確保が困難な場合は、トイレの使用制限をするなど、確実に対応する（ターミナルビル貯水量：50,000L）。
- (2) トイレの水洗用水が確保できない場合や排水管路の障害発生に対応するため、3日間（72時間）分の簡易トイレまたは仮設トイレ等を確実に確保する。
- (3) 上水道供給が復旧する目安より遅れることを想定し、水道事業者に給水車等の派遣を要請するなど、飲料水の確実な確保に努める。

3 役割分担

表-5-3-1 関係機関の役割分担

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	- 水道事業者及び浄化槽維持管理事業者を含む関係機関との連絡体制の構築 - 施設点検により確認された箇所の早期補修 - 排水管の耐震化 - 浄化槽の耐震化	- 水道事業者を含む関係機関よりの上水道機能被害の情報収集（復旧の見込みを含む） - 水道事業者及び浄化槽維持管理事業者への緊急点検の依頼と被害発生時には早期復旧の要請 - 貯水槽等消防水利施設の緊急点検 - 必要に応じて水道事業者への給水車による給水の要請	3日間（72時間）経過後、上水道設備の復旧が完了していない場合は、必要に応じて、水道事業者に給水車の出動を要請する。

秋田空港 ターミナルビル（株）	・水道事業者及び浄化槽維持管理事業者を含む関係機関との連絡体制の構築 ・滞留者及び職員・従業員等の飲料水の確保 ・滞留者及び職員・従業員等の簡易トイレ及び仮設トイレ等の確保 ・施設点検により確認された箇所の早期補修 ・排水管の耐震化 ・浄化槽の耐震化	・水道事業者を含む関係機関よりの上水道機能被害の情報収集（復旧の見込みを含む）及び情報提供（滞留者及び職員・従業員に向けて） ・上水道設備及び浄化槽設備の緊急点検と被害発生時には水道事業者及び浄化槽維持管理事業者への早期復旧の要請 ・水道事業者への給水車による給水の要請 ・滞留者及び職員・従業員等用の簡易トイレ及び仮設トイレ等の設置	・滞留者への水道機能被害の復旧見込み等の情報提供
水道事業者 ・秋田市上下水道局	・配水管の点検保守 ・配水管の耐震化	・上水道設備（上下水道局所管分）の緊急点検及び被害発生時には3日間（72時間）以内の復旧を図る ・必要に応じ、給水車による給水の実施	・必要に応じ、給水車による給水の実施

表5-3-2 タイムテーブル(上水道機能喪失時対応計画)

災害発生									上水道機能回復
	0時間	0.5時間	1時間	2時間	12時間	24時間	48時間	72時間	
秋田空港管理事務所	被害の確認・復旧要請								
	復旧状況確認及び復旧作業・給水要請								
秋田空港ターミナルビル(株)	被害の確認・復旧要請								
	復旧作業・給水要請								
	滞留者等への復旧見通し等の情報提供								
水道事業者 秋田市上下水道局	被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供、給水車による給水作業								

5-4 燃料確保計画

1 被害想定

北由利断層を起因とした地震及び何らかの自然災害の発生により、秋田空港への電力供給が寸断され、更に空港アクセス道路の通行止めにより燃料の空港への輸送も困難となり、その復旧に3日間（72時間）を要する。

2 行動目標

- （1）電力供給が復旧する目安である3日間（72時間）非常用電源設備を稼働させるために必要な燃料の確実な確保に努める。
- （2）自然災害発生後3日間（72時間）以内に民航機の運航が可能となるよう、航空機の運航に必要な航空機用燃料及びGSE車両等の燃料確保に努める。

3 役割分担

表-5-4-1 関係機関の役割分担

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	- 燃料供給事業者（主に空港敷地内に供給設備を有する者）を含む関係機関との連絡体制の構築 - 非常用電源設備等の燃料タンク点検保守と稼働減分の給油 - 保有する管理車両の点検と稼働減分の給油 - 各燃料事業者とのあいだで、「自然災害等発生時における石油類燃料の供給等に関する協定書」の締結を推進する。	- 各燃料補給事業者を含む関係機関よりの備蓄燃料残量や給油施設・給油車両の被害の情報収集（復旧の見込みを含む） - 非常用電源設備等の燃料タンク点検と燃料残量の確認 - 保有する管理車両の点検と燃料残量の確認	「自然災害等発生時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づく非常用電源設備等への燃料の給油
秋田空港ターミナルビル（株）	- 燃料供給事業者（主に空港敷地内に供給設備を有する者）を含む関係機関との連絡体制の構築 - 非常用電源設備等の燃料タンク点検保守と稼働減分の給油 - 各燃料事業者とのあいだで、「自然災害等発生時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結を推進する。	非常用電源設備等の燃料タンク点検と燃料残量の確認	「自然災害等発生時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づく非常用電源設備等への燃料の給油

航空機燃料供給事業者 山二空港サービス(株)	・給油施設・給油車両の点検保守 ・給油施設の耐震化 ・停電時における給油機能確保	・給油施設・給油車両等の緊急点検及び被害発生時には3日間(72時間)以内の復旧を図る ・航空機用燃料の確保 ・給油設備用仮設電源の確保	・給油施設・給油車両の被害復旧
非常用電源設備及びGSE車両等燃料供給事業者 秋田空港内給油事業者	・給油施設・給油車両の点検保守 ・給油施設の耐震化 ・停電時における給油機能確保	・給油施設・給油車両等の緊急点検及び被害発生時には3日間(72時間)以内の復旧を図る ・非常用電源設備及びGSE車両等の燃料の確保	・給油施設・給油車両の被害復旧

表5-4-2 タイムテーブル(燃料確保計画)

	災害発生	0時間	0.5時間	1時間	2時間	12時間	24時間	48時間	燃料供給機能回復 72時間
秋田空港管理事務所			被害の確認・復旧要請				協定等に基づく燃料供給の支援要請		
秋田空港ターミナルビル(株)			被害の確認・復旧				協定等に基づく燃料供給の支援要請		
航空機燃料供給事業者 山二空港サービス(株)							被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供		
非常用電源設備及びGS E車両等燃料供給事業者 秋田空港内給油事業者							被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供		

5-5 空港アクセス機能喪失時対応計画

1 被害想定

北由利断層を起因とした地震及び何らかの自然災害の発生により、空港アクセス道路（県道46号、県道61号）が土砂崩れや倒木により通行止めとなり、リムジンバス（空港アクセスバス）は全便運休となる。

2 行動目標

- （1）自然災害発生後、空港アクセス道路（県道46号、県道61号）管理者との連絡体制を構築し、被害状況、復旧計画及びその進捗状況を収集・分析し、通行止め解除の時期に合わせ、リムジンバス（空港アクセスバス）及び自家用車のルートの確保を行う。
- （2）自然災害発生後、3日（72時間）の民航機の運航再開に併せて、空港アクセス機能を回復する。

3 役割分担

表-5-5-1 関係機関の役割分担

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
秋田空港管理事務所	・道路管理者及びリムジンバス（空港アクセスバス）事業者を含む関係機関との連絡体制の構築	・道路管理者及びリムジンバス（空港アクセスバス）事業者を含む関係機関よりの情報収集（復旧の見込みを含む）	・（必要に応じ）滞留者輸送のための支援要請
秋田空港ターミナルビル（株）	・道路管理者及びリムジンバス（空港アクセスバス）事業者を含む関係機関との連絡体制の構築	・道路管理者及びリムジンバス（空港アクセスバス）事業者を含む関係機関よりの情報収集（復旧の見込みを含む）及び情報提供（滞留者及び職員・従業員に向けて）	・滞留者へ空港アクセス道路（復旧状況等）及びリムジンバス（空港アクセスバス）（運航状況等）の情報提供
道路管理者 ・秋田地域振興局建設部	・管理施設（空港アクセス道路等）の点検保守 ・管理施設（空港アクセス道路等）の耐震化	・管理施設（空港アクセス道路等）の緊急点検及び被害発生時には3日（72時間）以内の復旧を図る ・空港管理事務所へ被害状況の報告	・管理施設（空港アクセス道路等）の被害復旧 ・空港管理事務所へ復旧状況の報告

リムジンバス（空港アクセスバス）事業者 ・秋田中央交通(株)	・リムジンバス（空港アクセスバス）車両の点検保守	・リムジンバス（空港アクセスバス）車両の緊急点検及び被害発生時には3日（72時間）以内の復旧を図る ・空港管理事務所へ被害状況の報告	・リムジンバス（空港アクセスバス）車両の被害復旧 ・空港管理事務所へ復旧状況の報告
---	--	---	--

表5-5-2 タイムテーブル(空港アクセス機能喪失時対応計画)

	災害発生								空港アクセス機能回復
	0時間	0.5時間	1時間	2時間	12時間	24時間	48時間	72時間	72時間
秋田空港管理事務所	被害の確認・復旧要請								
				復旧状況確認及び復旧作業要請					
秋田空港ターミナルビル(株)	被害の確認・復旧								
				復旧状況確認及び復旧作業要請					
				滞留者等への復旧見通し等の情報提供					
道路管理者 秋田地域振興局建設部				被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供					
リムジンバス(空港アクセスバス)事業者 秋田中央交通(株)				被害状況の確認・復旧作業、復旧見込みの情報提供					

6 外部機関との連携

1 外部機関との連携

(1) 土木施設の応急復旧

- ・災害時における応急対策業務に関する基本協定〔平成18年2月21日締結〕
【秋田県知事 ⇄ 一般社団法人 秋田県建設業協会】
- ・災害時における応急対策業務に関する実施協定〔平成18年3月8日締結〕
【秋田地域振興局長・秋田空港管理事務所長 ⇄
一般社団法人 秋田中央建設業協会】

(2) 医療救護活動

- ・災害医療救護活動に関する協定〔平成8年5月31日締結〕
- ・秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定〔平成10年7月18日締結〕
【秋田県知事 ⇄ 社団法人 秋田県医師会会長】

(3) 滞留者輸送手段確保

- ・災害時における緊急輸送に関する協定〔平成30年12月12日締結〕(別添参照)
【秋田県知事 ⇄ 公益社団法人 秋田県バス協会会長】

表6 災害時における緊急輸送に関する協定[平成30年12月12日締結]

災害時における緊急輸送に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、秋田県知事(以下「甲」という。)が人員等の輸送業務に関し、公益社団法人秋田県バス協会(以下「乙」という。)に対して協力を要請する場合において必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条第1項各号に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して輸送協力要請書(様式第1号)により協力の要請を行うものとする。ただし、文書で要請することができない場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。
3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲が協力を要請する業務について可能な限り実施するように努めるものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
(1) 被災者(滞留者を含む。)等の輸送に関する業務
(2) 災害応急対策の実施のために必要な人員等の輸送に関する業務
(3) ボランティアの輸送に関する業務
(4) 前三号に掲げるもののほか甲が必要とする輸送支援に関する業務
2 前項各号に掲げる業務は、乙の会員が業務に係る損害保険契約を締結していることを甲が乙に確認の上、行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条第1項各号に掲げる業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について輸送実績報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が第3条第1項各号に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている運賃・料金等を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、第3条第1項各号に掲げる業務終了後、当該業務に要した前条第1項の費用を甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(故障事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。
2 乙は、第3条第1項各号に掲げる業務の実施に当たり事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(資料の提供)

第8条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。
2 前項の連絡窓口は、甲においては観光文化スポーツ部交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を生じる。
2 この協定は、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月12日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事

佐竹敬久

乙 秋田市八幡大畑二丁目12番55号

公益社団法人
秋田県バス協会 会長

齋藤善一

様式第1号 輸送協力要請書（第2条関係）

年 月 日

公益社団法人秋田県バス協会会長 様

秋田県知事

印

輸送協力要請書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 輸送を必要とする理由

2 輸送内容

輸送期間 （日時）	輸送区間 （乗車、降車場所）	乗車予定人数	輸送業務内容 （協定書第3条第1項の業務）
	から まで	人	（1）被災者等 （2）災害応急対策要員等 （3）ボランティア （4）その他
	から まで	人	（1）被災者等 （2）災害応急対策要員等 （3）ボランティア （4）その他

※輸送業務内容は該当するものに○印を記載してください。

3 その他参考となる事項

様式第2号 輸送実績報告書（第4条関係）

年 月 日

秋田県知事 宛

公益社団法人秋田県バス協会会長 印

輸送実績報告書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 輸送内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (km)	乗車人数 (バス台数)	輸送業務内容 (協定書第3条第1項の業務)
	から まで		人 (台)	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで		人 (台)	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

※輸送業務内容は該当するものに○印を記載してください。

2 その他必要な事項

7 情報発信

1 整理すべき情報と担当機関

- (1) 管理施設の被害及び復旧状況
秋田空港管理事務所、秋田空港ターミナルビル(株)
- (2) 空港内の滞留者の状況
秋田空港ターミナルビル(株)
- (3) 地震及び気象情報の提供
気象庁内各部署
- (4) 民間航空機の運航計画及び運航状況
全日本空輸(株)秋田空港所、日本航空(株)秋田港空所
- (5) 空港ターミナルビルや駐車場の運用状況
 - ・ 空港ターミナルビル：秋田空港ターミナルビル(株)
 - ・ 駐車場：秋田空港管理事務所
- (6) 空港アクセスの運行状況
 - ・ リムジンバス（空港アクセスバス）：秋田中央交通(株)
 - ・ 乗合タクシー：秋田県ハイヤー協会
- (7) 空港周辺の道路状況
 - ・ 空港アクセス道路（県道46号、県道61号）：秋田地域振興局建設部

2 情報の集約と発信

- (1) 上記1で整理された情報について、総合対策本部「A2-HQ」本部で集約。
- (2) 集約した情報を総合対策本部「A2-HQ」の各構成員及び関係機関に提供。なお、その情報は現場の担当レベルまで正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供。
 - ・ 国土交通省航空局災害対策本部（総務課危機管理室（窓口））
 - ・ 東京航空局災害対策本部（総務部 安全企画・保安対策課、
保安部 交通管制安全監督課）
 - ・ 秋田県建設部 港湾空港課
 - ・ 秋田地域振興局地域企画課

- (3) 総合対策本部「A2-HQ」本部が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し情報を発信。併せて関係機関が保有するホームページ、SNS等（秋田空港ターミナルビル(株)のFacebook、Twitter）に同じ情報を掲載し、情報提供に係る一貫性の確保を図る。
- (4) 旅客ターミナルビル内の滞留者への情報提供は、館内モニター、外国人対応職員の配置、多言語メガフォン等を活用し、秋田空港ターミナルビル(株)が行う。
- (5) 報道機関等からの取材、問合せについては、誤情報発信防止のため、総合対策本部「A2-HQ」本部が一元管理し対応する。

8 訓練計画

1 訓練の実施

- (1) 訓練の企画・立案は、総合対策本部「A2－HQ」事務局（秋田空港管理事務所）が行う。
- (2) 総合対策本部「A2－HQ」は関係機関との合同訓練を、年1回行う。
- (3) 訓練実施後にアンケート調査等を実施し、関係機関の意見や要望等を踏まえ、必要に応じて秋田空港事業継続計画（A2－BCP）の改定を行う。

2 日常点検の実施

- (1) 秋田空港管理事務所、秋田空港ターミナルビル(株)は、年1回、非常用電源設備等の点検を行う。
- (2) 秋田空港管理事務所、秋田空港ターミナルビル(株)は、年1回、非常食、飲料水、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行う。
- (3) 秋田空港管理事務所、秋田空港ターミナルビル(株)は、年1回、法令点検を必要としない非常用機器の動作確認を行う。

9 各施設の担当部署と技術者の配置状況

1 施設の機能維持及び早期復旧担当部署

各施設の機能維持や早期復旧を担う組織の体制を明確化する。

(1) 基本施設（滑走路、誘導路、エプロン）

秋田空港管理事務所

技術者 6 名（うち土木職 5 名、土木維持管理委託 1 名（常駐））

(2) 業務用無線設備

秋田空港管理事務所

技術者 5 名

(3) 灯火・電気施設

秋田空港管理事務所

技術者 6 名（うち電気職 5 名、灯火施設保守点検委託 1 名（常駐））

(4) 空港ターミナルビル

秋田空港ターミナルビル(株)

技術者 2 名（施設管理委託業者：厚生ビル管理(株)）（常駐）

(5) 航空燃料給油施設

山二空港サービス(株)秋田給油所

附則

この計画は、令和２年３月２７日から施行する。

附則

この計画は、令和３年７月１４日から施行する。

附則

この計画は、令和７年７月４日から施行する。